JTB GROUP
感動のそばに、いつも。

国内学校旅行をご担当の教職員の皆様へ

2022年9月1日以降出発のご旅行対象

新型コロナウイルス感染症 一時金特約（旅行同行者の発病対象外）付 JTB国内旅行保険のご案内

COVID-19

2022年 9月版

（国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険）

国内旅行保険の補償に加え、旅行行程中に新型コロナウイルス感染症を発病した場合などに一時金をお支払いする保険です。

●本保険はJTBが保険契約者となり、学校を保険加入者、旅行参加者を被保険者とする国内旅行保険包括契約です。
●被保険者（補償の対象となる方）は旅行参加者全員となり、一部の参加者のみを対象とすることはできません。
●本保険における「旅行行程」とは、「旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、「所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまで」となります。

こんなときに保険金をお支払いします。

基本補償

ケガによる死亡・後遺障害の補償

旅行者本人への補償



旅行行程中に発生した事故により事故発生の日から
その日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合や
死亡した場合、死亡・後遺障害保険金をお支払いします。

プラス

コロナ一時金特約（旅行同行者の発病対象外）

国内旅行に起因する新型コロナウイルス感染症による補償（一時金３万円）

旅行者本人への補償
＊発病したご本人に一時金3万円をお支払い





旅行行程中または旅行行程終了後（その日を含めて）14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病した



コロナ一時金特約（旅行同行者の発病対象外）における発病の認定について

新型コロナウイルス感染症の発病の認定は医師の診断によります。この特約では、医師が介在する検査により陽性が判明した時を発病として取り扱います。



国内旅行保険の概要

補償項目	○ 保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	× 保険金をお支払いできない主な場合
傷害〔基本契約〕 死亡保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。 注【後遺障害保険金】をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の❶～⓫のいずれかによって生じたケガ ❶保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ❷けんか、自殺、犯罪行為 ❸被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ❹脳疾患、疾病、心神喪失 ❺妊娠、出産、早産、流産 ❻外科的手術（事故による傷害の治療を除く） ❼戦争・革命などの事変や暴動 ❽地震・噴火、これらによる津波 ❾核燃料物質による事故または放射能汚染 ❿ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（※）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⓫自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 （※）登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。 2.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など
後遺障害保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
特約 新型コロナウイルス感染症一時金 【旅行同行者の発病対象外特約】	日本国内において旅行行程中または旅行行程が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病(※1)した場合 （※1）発病の認定は、医師の診断によります。	新型コロナウイルス感染症一時金額（3万円）をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは１回に限ります。	1.次の❶～❺のいずれかによって生じた新型コロナウイルス感染症の発病 ❶保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ❷けんか、自殺、犯罪行為 ❸戦争・革命などの事変や暴動 ❹地震・噴火、これらによる津波 ❺核燃料物質による事故または放射能汚染 2.保険金を支払うべき傷害に起因する新型コロナウイルス感染症

用語の説明

被保険者：保険の対象となる方をいいます。　**治療**：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
ケ　ガ：急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、この保険には熱中症危険補償特約（国内旅行傷害保険特約用）がセットされており、日射または熱射による身体の障害も支払いの対象となります。

お申込みにあたって

・このチラシは、国内旅行保険　新型コロナウイルス感染症一時金特約（国内旅行傷害保険用）（旅行同行者の発病対象外特約（新型コロナウイルス感染症一時金特約（国内旅行傷害保険用）用）セット）の概要をご紹介したものです。
・詳細は国内旅行保険普通保険約款・特約によりますが契約手続その他この保険の詳細につきましては弊社代理店または引受保険会社へお問い合わせください。
・この保険には、「旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約」、「死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約」、「熱中症危険補償特約（国内旅行傷害保険特約用）」がセットされます。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
〒104-6016　東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階
https://www.jihoken.co.jp

取扱代理店

JTB○○支店
住所：都道府県 市区郡 ○○町１-１-１
TEL：0000-00-0000
FAX：0000-00-0000

契約概要のご説明（国内旅行保険）

○この書面は国内旅行保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、お申込みくださいますようお願いします。
○この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはご契約のしおり(普通保険約款および特約)をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
○保険契約者（加入依頼者）以外に保険の対象となる方（以下「被保険者」といいます。）がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

①商品の名称
国内旅行保険（国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険）

②商品の仕組み
この保険は日本国内において旅行行程中に被保険者（保険の対象となる方：申込書・加入依頼書等の旅行者欄に記載のご本人）がケガをされたとき等に保険金をお支払いするものです。
この保険は、旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約がセットされており“旅行行程中”とは、『団体旅行の集合時から解散時まで』となります（各被保険者ごとに所定の集合場所に到着した時から、各被保険者ごとに所定の解散場所にて解散した時までとなります。）。

（2）補償内容

①主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）
お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細はパンフレットの「ご契約いただく国内旅行保険の概要」または、ご契約のしおり等でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 注 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。
後遺障害保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4 ～ 100%をお支払いします。

＊「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

急激	「事故が突発的で、ケガの発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
偶然	「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
外来	「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病気要因の作用でないこと」を意味します。

（注 1）「急激・偶然・外来」の条件を欠く場合として、靴ずれ、日焼けなどがあります。
（注 2）「ケガ」には、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

②保険金をお支払いできない主な場合
この保険の普通保険約款では、次に掲げる事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。
・病気、心神喪失等（たとえば、歩行中に脳梗塞により意識を喪失し転倒をしたためにケガをした場合など）
（注 1）熱中症危険補償特約（国内旅行傷害保険特約用））により、日射または熱射による身体の障害はお支払いの対象になります。
（注 2）新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症一時金特約（国内旅行傷害保険用）（旅行同行者の発病対象外特約（新型コロナウイルス感染症一時金特約（国内旅行傷害保険用）用）セット）により一時金が支払われる場合があります。
・妊娠、出産、早産、流産
・酒気帯び運転中や、麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中
・ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗、スカイダイビングなどの危険な運動中

③保険期間（保険のご契約期間）
保険期間（保険のご契約期間）は「旅行行程」にあわせて設定してください。（保険期間内であっても旅行行程が終了した時点で保険は終了します。）

2 保険料

保険料は、ご契約いただく保険金額・保険期間等により決定されます。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書・加入依頼書等にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。（包括契約方式の場合、払込方式が異なりますので、詳しくは弊社代理店または弊社までご連絡ください。）

4 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

5 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間（保険期間のうち、まだ経過していない期間）に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。）

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険の内容に関する苦情・お問い合わせ・ご相談窓口	0120-877030（フリーダイヤル） 一部お繋ぎできないＩＰ電話等からは 03-6634-4321 をご利用ください。 受付時間：平日の午前9時～午後5時 （土・日・祝日・年末年始を除く。）
事故受付センター	0120-787745（フリーダイヤル） 受付時間：24時間 事故が発生した場合は遅滞なくご契約の弊社代理店または上記にご連絡ください。
（保険会社の対応に不満がある場合等） 指定紛争解決機関 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	一般社団法人日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター （損害保険相談・紛争解決サポートセンター） 0570-022808（ナビダイヤル[*1]） ＊1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。なお、ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。電話リレーサービス、一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは03-4332-5241[*2] をご利用ください。 ＊2 地域を問わずそんぽＡＤＲセンター東京に着信されます。 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。） （いずれの番号も所定の通話料がかかります。） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）